亀山市 伊賀市

vol.

亀山青空お茶まつり

~すがすがしいひとときを広大な茶畑で~

亀山市の特産品「亀山茶」。約88ヘクタールの茶 生産団地「中の山パイロット」で、生産者と消費 者との交流を目的に「亀山青空お茶まつり」が開 催されます。お茶にちなんだ楽しいイベントが盛 りだくさんです。ぜひお越しください。

9月18日(日)10時~14時

ところ 中の山パイロット特設会場(太森町)

茶摘み体験、手もみ実演、電子レンジでお 茶づくり、紙風船飛ばし、バンド演奏、フォ トコンテスト表彰式、農産物販売など

アクセス 東名阪自動車道「亀山IC」から約10分 (亀山IC→国道1号→県道302号)

問合先 亀山青空お茶まつり実行委員会事務局

(三重茶農業協同組合內 ☎059-329-3121 亀山市環境産業部農政室 ☎0595-84-5082)



伊賀ぶらり体験博覧会「いがぶら」

~「伊賀」にときめく すてき体験~

伊賀市では、今年で3回目となる「伊賀ぶらり体 いがぶら2016 を、10月1日(土)から 12月4日(日)まで開催します。

「ぶらり街歩き」「歴史と文化・伝統工芸をたずね る| 「思いっきり自然を満喫| 「伊賀の食と出会う| 「美容と健康を伊賀で体験」「伊賀といえば忍者と芭 蕉さん1の6つのカテゴリで、112の観光体験プロ グラムをお届けします。

ぜひ、いがぶら公式ガイドブックと公式ウェブサ イト(会員登録が必要)をご覧いただき、興味のある プログラムにご参加ください。

申込受付開始日時

●電話 9月5日(月)10時~ ※申込先はガイドブックをご覧ください。

●ウェブサイト 9月6日(火)正午~ いがぶら公式ウェブサイト http://igabura.com/

問合先 観光戦略課

☎0595-22-9670 **№0595-22-9695**



いがぶら公式Webサイト



学習情報番組

小学生を対象にした学習情報番組を、あい コムこうか11チャンネルで放送しています。 各学年・教科のポイントを、わかりやすく10 分ずつまとめています。ぜひご覧ください。

【時間】17時30分~18時(30分間) (再放送 19時30分~20時)

放送日	8月29日~9月4日	9月5日~9月11日	9月12日~9月18日
①10分	1年生・算数	1年生・国語	4年生・算数
(10)	なんじ なんじはん	かんじのはじまり	面積
②10分	5年生・国語 漢字の成り立ち	5年生・算数 割合	3年生・算数 へんとつくり
③10分	6年生・算数 場合の数	4年生・国語 漢字辞典を使おう	2年生・算数 かけ算九九づくり

問い合わせ 学校教育課 ☎86-8020/図86-8380



行政情報番組 きらめきこうか

市政情報や地域の催しなどを放映しています。 ぜひご覧ください。

(※あいコムこうか光テレビ11チャンネルの有料契約が必要となります)

【平日/1日8回放送】10時·13時·15時30分·17時·18時30分·20時30分·22時· 23時30分

【休日/1日7回放送】10時·13時·15時30分·17時·20時·22時·23時30分

問い合わせ 広報課 ☎65-0675/☎63-4619

放映日コーナー名	9月3日~9月10日	9月10日~9月17日
ふるさと甲賀 歴史探訪	_	信楽谷と多羅尾氏
とびだせ! ワクワク放送室	_	_
エンディング	土山にこにこ園 すみれぐみ	大野保育園 つきぐみ

※番組は、毎週土・水曜日18時30分に更新しています。都合により番組 内容を変更する場合があります。

ただし、今年度「高齢者向け給付金」 を受給している方 害基礎年金または遺族基礎年金等 (30,000円) を受給した方を

(支給対象者)

〇障害・遺族年金受給者向け給付金

問い合わせくださ

かない場合は、

社会福祉課までお

支給額】支給対象者1

人につき

送付します

対象と思われる方で、

(1回限りの支給)

合は給付対象となりません。

護制度の被保護者となっている場

申請書は受付開始時期に、

支給対

象となる可能性のある方の世帯に

下水道マスコットキャラ

象者のうち、 者のうち、平成28年5月分の障平成28年度臨時福祉給付金の対

社会福祉課内「臨時福祉給付金」窓口社会福祉課内「臨時福祉給付金」窓口2-63142-6 311/62-6314 内「臨時福祉給付金」窓口

緩和するため、暫定的・臨時的な措置として支給される「臨時福祉給付金」と、 〇臨時福祉給付金 賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない年金受給者の方を支援するための 支給対象者 障害・遺族年金受給者向け給付金」の申請受付を開始します。 甲賀市の住民基本台帳に登録され 基準日(平成28年1 月1日) 【支給額】 , 000円

給

金

申

請

開

平成26年4月からの消費税8%への引き上げに伴い、

所得の低い方々の負担を

【申請・受付場所】 センター 郵送または社会福祉課 各地域市民センタ

(申請期間)

(1回限りの支給) 市民窓口 につき

支給対象者

下水道に雨水は流さない ~9月10日は「下水道の日」~

9月12日から平成29年1月31日まで

ただし、ご自身を扶養している方

が課税されている場合や、

生活保

平成28年度の市民税

(均等割)

が

課税されていない方。

公共下水道への接続は3年以内

くみ取り便所は、供用開始後3年以内に水洗便 所に改造し、公共下水道に接続しなければなりま せん。また、浄化槽は、遅滞なく公共下水道へ接 続しなければなりません。公共下水道の供用開始 区域内で公共下水道に未接続の方は、市指定工事 店に依頼し、速やかに接続をお願いします。

雨水は下水道に流さないで

市の下水道は、雨水は側溝等から河川に放流し、 汚水は公共汚水桝から下水道管に流し、処理場で浄 化する分流方式を採用しています。雨どい、屋外に ある流し台や洗濯機などから雨水が公 共汚水桝に流入していないかを点検し 誤った接続を発見した場合は、雨水が

下水道課 計画普及係 ☎86-8012/國86-8390

流入しないように改善をお願いします。

9月1日~10日の期間、「屋外広告物適正化質問 が全国一斉に展開されることに伴い、滋賀県内でク リーンキャンペーンが実施されます。市内において も違反広告物の簡易除却を行います。

良好な景観を維持し、公衆への危害を防止するた めに、屋外広告物を掲示する際のルールを条例に定 めています。屋外広告物を掲示するには条例に基づ き原則許可を受けなければなりません。

*屋外広告物とは・・・常時または一定の期間継続して屋外で公衆に います。(イラスト、シンボルマークなどだけであっても該当します) 美しい街並みを守るため、ご理解、ご協力をお願いします。



都市計画係 ☎65-0719/國63-4601

